

## 答 申

### 第1 審査会の結論

千葉市長（以下「実施機関」という。）が異議申立人に対し平成21年12月15日付け千葉市指令財税第2号により行った「平成21年6月18日付け部分開示決定（千葉市指令財税第1号）により、用紙に出力することにより開示した部分の電磁的記録」（以下「本件公文書」という。）を全部開示とした決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

### 第2 諮問に至る経過

諮問に至る経過は、次のとおりである。

#### 1 公文書開示請求

異議申立人は、平成21年12月4日付けで、千葉市情報公開条例（平成12年千葉市条例第52号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、実施機関に対して、本件公文書の開示を求める公文書開示請求書を提出し、実施機関は、平成21年12月4日にこれを収受した。

#### 2 全部開示決定

実施機関は、開示請求に係る公文書を本件公文書と特定した上で、本件処分を行い、求めることができる開示の方法を用紙に出力したものの開示とし、コンパクトディスクに複製したものの交付ができない理由を付して平成21年12月15日付け千葉市指令財税第2号で異議申立人に通知した。

#### 3 異議申立て

異議申立人は、実施機関が行った本件処分を不服として、平成21年12月22日付けで、実施機関に対し、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき異議申立書を提出し、実施機関は、平成21年12月25日にこれを収受した。

#### 4 諮問

実施機関は、条例第19条の規定に基づき、平成22年1月8日付け21千財税第2238号により本審査会に諮問した。

### 第3 異議申立人の主張

異議申立書及び意見書による異議申立人の主張の要旨は、次のとおりである。

#### 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、平成21年12月15日付け千葉市指令財税第2号による全部開示決定処分取消し又は電磁的記録媒体に複写したものによる交付への変更を求めたものである。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人は、本件公文書開示請求に先立ち、平成21年6月18日付け部分開示決定（千葉市指令財税第1号）により、本件公文書を用紙に出力したものの開示を受けており、本件開示請求は、すでに用紙に出力することにより開示した情報を電磁的記録に複写したものにより交付することを求める趣旨である。

これに対し、求めることができる開示の方法を用紙に出力したものとしたことは全部開示とはいえない。

また、すでに用紙に出力することにより開示した情報が、コンパクトディスクに複写したものでは交付できない理由が理解不能であり、千葉市情報公開審査会答申第27号の趣旨に反する。

### 第4 実施機関の説明

異議申立てに対する実施機関の理由説明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

#### 1 全部開示とした理由について

平成21年6月18日付け部分開示決定により、既に開示を行った部分が請求対象であったため、既に用紙に出力して開示した電磁的記録を特定した。当該公文書は既に開示を行っているものであり、不開示部分はないため、全部開示決定を行ったものである。

#### 2 電磁的記録媒体に複写したものの交付ができないとした理由について

本件公文書には、登記簿に記載された所在、建築物の種類、構造、階数、床面積、建築年月日等の情報が含まれており、これらの情報の一部には、他の情報と照合することにより個人を識別することが可能となる情報が含まれる。また、本件公文書である電磁的記録は、上記情報の集合体であり、行政区ごとに一覧性を有する状態で保存されている。

1件1件が登記情報として閲覧可能な情報であっても、当該データの集合体の中に個人識別性を有する情報が含まれている場合には、一覧性を有する電磁的記

録の状態でのその写しを交付する場合には、これらの情報は、条例上不開示とすべき個人情報に当たる。

また、本件電磁的記録は一覧性を有する電磁的記録として公にされているものではない。

さらに、「一覧性を有する電磁的記録」として不開示とすべき個人情報と、それ以外の開示できる情報のデータが容易に区分できないものであることから、結果的に対象文書全体について電磁的記録媒体による複写の交付ができないこととしたものである。

## 第5 審査会の判断

審査会は、本件公文書並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明を検討した結果、以下のように判断する。

### 1 全部開示決定に対する異議申立てについて

異議申立人は、実施機関が本件処分において、全部開示決定としつつ、本件公文書の開示の方法を用紙に出力したものとし、電磁的記録媒体に複写したものでは交付できないとしたことは、全部開示決定とはいえないと主張している。

この点について、本審査会は、次のように判断する。公文書開示請求に対し実施機関が条例第11条第1項による開示決定を行う場合、当該開示決定には、情報開示の範囲に関する決定と、開示の方法に関する決定とが含まれ、両者は区別しうるものである。本件処分は、本件公文書のすべてを用紙に出力したものを開示したものであり情報開示の範囲の特定においては異論のないところであるが、本件における異議申立人による異議申立ての趣旨は、本件処分における開示の方法についての異議申立てであるということができ、このため、本件諮問対象を開示方法として審査するものである。

### 2 電磁的記録媒体に複写したものの交付が出来ないとした理由について

#### (1) 本件公文書について

本件公文書には、地方税法に基づき作成された家屋課税台帳に登録されている家屋の所在、家屋番号、種類、構造、床面積、階層、建築年月日等の不動産登記事項が含まれている。

#### (2) 条例第7条第2号本文該当性について

実施機関は、本件公文書について、不動産登記事項のうち住所、氏名は含まれないものの、登記簿と照合することにより、個人識別が可能となる情報が含まれていると主張している。

本審査会も、本件公文書に含まれる不動産登記事項について、何人も法務局においてその全部又は一部の証明書の交付を請求することができ（不動産登記

法（平成16年法律第123号）第119条第1項）、それら他の情報と照合することにより特定の個人を識別することのできる情報であり、条例第7条第2号の個人識別情報に該当するものとする。この点については、都市再生街区基本調査成果図の電磁的記録につき、当該成果図の情報が登記事項証明書記載の情報と照合することにより、土地の権利者等の氏名等を識別することができるものとして個人識別情報にあたることとした高松高等裁判所平成20年（行コ）第20号同22年3月18日判決の判断が参考となる（最高裁判所平成22年（行ツ）第227号・同22年（行ヒ）第233号同22年7月6日第三小法廷決定により確定）。

なお、本件公文書に含まれる情報が仮に個人識別情報には該当しないとしても、条例第7条第2号は、「公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を開示対象としていないところ、本件公文書には、家屋の主体、屋根、階数、延床面積等の情報が含まれており、公にすることで家屋の形状など個人の財産に関する情報が判別される可能性があることから、個人のプライバシーに関する権利ないし利益を害するおそれがあるということができ、上記の「公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある」情報にあたりうると思料する。

### （3）本件処分における開示の方法について

実施機関は、本件公文書につき、電磁的記録媒体に複製したものの交付ができないとした理由について、1件1件が登記情報として閲覧可能な情報であっても、当該データの集合体の中に個人識別性を有する情報が含まれている場合、一覽性を有する電磁的記録の状態での写しを交付する場合には不開示とすべき個人情報にあたることを主張する。

条例第7条第2号アは、個人識別情報であっても、「法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」といえる場合には、不開示情報にはあたらないとしている。この点について、本審査会は、法令に基づき法務局での証明の交付請求を行うことのできる事項であっても、当該データの集合体の中に個人識別情報が含まれ、それらのデータが一覽性を有する電磁的記録として公にされ、又は公にすることが予定されているとはいえない場合には、当該データの集合体を電磁的記録媒体に複製したものは、上記の「法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」とはいえないものと思料する（千葉市情報公開審査会答申第27号を参照）。

不動産登記法は、不動産に関する権利関係を一般に公示することを目的として、何人にもその請求により登記事項証明書を交付することとしているが（不動産登記法第119条第1項）、その趣旨は、不動産の取引関係に入ろうとする第三者を保護し、もって不動産取引の安全・円滑をはかることにあり、不動産登記事項のデータの集合体を電磁的記録として公にすることを予定していると

はいえない。

上記のように、本件公文書に含まれる不動産登記事項については、法令により、一定の目的のために証明書の交付が可能とされるものではあるが、当該データの集合体が一覧性を有する電磁的記録として現に公にされているとはいえず、また、今後、公にすることが予定されているとはいえない。このような情報につき、個人識別情報を含むデータの集合体が一覧性を有する電磁的記録の状態で作成されることは、家屋の形状など個人の財産に関する情報の判別を容易とし、そのことで、財産等の情報に関する個人のプライバシーの権利ないし利益が害されるおそれがあるといえることができる。よって、本件公文書は、一覧性を有する電磁的記録の状態で作成され、その写しを交付する場合には、個人のプライバシーを保護するため不開示とすべき個人情報にあたるというべきである。

以上より、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

<参考>

## 答申に至る経過

年 月 日	内 容
平成22年 1月12日	諮問書の受理
平成22年 3月 1日	実施機関から理由説明書を受理
平成22年 4月 2日	異議申立人から意見書を受理
平成22年 7月20日	審議（第104回審査会）
平成22年12月20日	実施機関理由説明及び審議（第106回審査会）
平成23年 1月17日	審議（第107回審査会）
平成23年 2月14日	審議（第108回審査会）
平成23年 3月25日	審議（第109回審査会）
平成23年 4月26日	審議（第110回審査会）
平成23年 5月24日	審議（第111回審査会）